

2. 第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

(1) 対象学種

- ① 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ② 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ③ 高等専門学校¹の本科生及び専攻科生
- ④ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

次の①～③の全てを満たす者

- ① 令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
 - ※ 令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。
 - ※ 申請時において既に復学し、令和2年度未までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
 - ※ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。
- ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
 - ※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

(4) 提出書類

「休学时奨学金継続願」

※ 学生支援課経済支援係から送付します。12月25日までに書類請求をしてください

(5) 提出期限

令和3年1月5日(火)

[書類送付先] 学生支援課経済支援係

※ まだ、当該活動を行っていない者(令和3年3月までに活動を開始する者)についても、提出期限までにご提出をお願いします。

(6) 貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

(7) 提出等にかかる留意点

- ① 活動内容を選択のうえ、活動内容詳細欄に次の2点を記載してください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動(具体的に記載)を行うこと」
 - ・「奨学金の継続が必要であること」
- ② 断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部となる場合は、貸与を受けることができます。
- ③ 対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます。
- ④ 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学時奨学金継続願」の活動期間及び休学期間に基づき、機構において活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。
なお、活動期間を延長する場合や、休学期間を短縮する場合は、経済支援係にご連絡ください。
- ⑤ 当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、上記④と同様に機構にて休止処理を行います。

以上